# 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令 （平成十一年厚生省令第五十四号）

##### １

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二十三号）附則第二項の規定により同項の政令で定める額の還付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、国民年金手帳を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

* 一  
  請求者の氏名（請求者が保険料を前納した第一号被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第五条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項の規定による被保険者を含む。以下同じ。）の相続人である場合にあっては、請求者の氏名及び請求者と死亡した第一号被保険者との身分関係）及び住所
* 二  
  保険料を前納した第一号被保険者の氏名及び生年月日並びに基礎年金番号
* 三  
  次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
* 四  
  還付額及び還付理由

##### ２

前項の場合において、請求者が第一号被保険者であった者の相続人であるときは、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  第一号被保険者であった者の死亡を明らかにすることができる書類
* 二  
  先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類

##### ３

第一項の規定によって提出する請求書には、請求者の氏名及び請求の年月日を記載し、押印しなければならない。

##### ４

第一項の規定によって請求書を厚生労働大臣の指定する当該職員に提出しようとする者は、その住所地の市町村長を経由して提出しなければならない。

##### ５

第一項の規定による厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

# 附則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三五号）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。